

バーゼル銀行監督委員会による 市中協議文書 「機械可読性の高い開示(第3の柱)」 の公表について

2026年2月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(以下、バーゼル委)が2025年12月に公表した市中協議文書「機械可読性の高い開示(第3の柱)」(原題: Machine-readable Pillar 3 disclosure)を基に、当該文書の理解促進の一助として作成されたものです。当該文書の内容については必ず原文(<https://www.bis.org/bcbs/publ/d604.pdf>)をご確認ください。当資料の無断転載・引用は固くお断りいたします。

3柱開示情報の機械可読性向上により、市場規律の一層の促進を図る

- 第3の柱「市場規律」を発揮するためには、3柱開示情報へのアクセシビリティが重要。
- 現状ではPDF等の「人間可読」形式で開示されることが多く、迅速な処理、可用性、スケーラビリティ及び柔軟性に課題がある。
- 標準化された機械可読性の高い形式を導入することで、比較可能性や透明性等が向上し、結果として、価値ある公共財の提供に繋がる。

(ご参考)自己資本比率規制における「3本の柱」—金融庁健全性基準室作成「バーゼル規制の概要」より抜粋

第1の柱 (最低所要自己資本)	<ul style="list-style-type: none">■ 金融機関の経営の健全性を確保するため、最低所要比率を定め、金融機関が抱えるリスクに応じた自己資本の確保を求める。■ 当該最低所要比率を下回った場合は、監督当局としては措置命令を発動し、銀行経営の早期是正を促す。
第2の柱 (銀行の自己管理と監督上の検証)	<ul style="list-style-type: none">■ 金融機関は、第1の柱の対象ではないリスクも含めて主要なリスクを評価した上で、経営上必要な自己資本額を検討。■ 監督当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、金融機関の取組みが十分であるかを評価し、必要に応じて適切な監督上の措置をとる。
第3の柱 (市場規律)	<ul style="list-style-type: none">■ 金融機関による情報開示の充実により、市場参加者が銀行のリスク管理の優劣を評価し、そうした市場からの外部評価の規律付けを通じて金融機関の経営の健全性を高める。

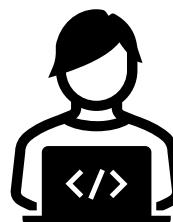
バーゼル委は2025年12月に市中協議文書を公表し、意見を募集している

- 当該文書の概要は以下の通り。
 - ① 標準化された機械可読性の高い形式としてXBRL-CSV等4種類の形式を提案する。(後述→P.3)
 - ② 定量情報のみ機械可読化を求める。(後述→P.5)
 - ③ バーゼル委のホームページに開示情報へのリンク集を掲載する。(後述→P.7)
 - ④ 市中協議のフィードバックを基に実現可能な適用時期を決める。
 - ⑤ バーゼルIII最終化を含む3柱開示義務自体に大きな変更はない(当面の間は既存の人間可読な開示を維持する)。
- 当該文書では「全てのInternationally active bankを対象」としているが、小規模行に対してより長いリードタイムを設ける案をQ5として諮っている。

2025年12月5日	市中協議文書の公表
2026年3月5日	コメント期限
～2026年末	タクソノミを含む最終基準の公表
2029年1月1日以降	定量情報機械可読化の実施

標準化された機械可読性の高い形式としてXBRL-CSV等を提案する

- 各国当局はXBRL-CSV／XBRL-JSON／SDMX-CSV／JSON Schemaのうち1つ以上の形式を義務化する。
 - バーゼル委はステークホルダーと定期的に協議を行い、新たな形式を追加する必要があるか、または既存の形式を廃止する必要があるかを確認する。ただしデータ利用者の負担を鑑み、同一期にサポートする形式は少数に抑える。
 - バーゼル委はグローバル・タクソノミを公開し、DISの改訂に連動して更新を行う。機械可読性の高い開示とタクソノミを未実施の法域は当該タクソノミに準拠する。
 - 各国独自の追加項目はグローバル・タクソノミ、マッピング表にて適宜反映。実施済みの法域では、既存タクソノミの並存も許容しつつ、マッピングにより比較可能性を担保。
- ⇒市中協議文書Annex 4では、KM1及びCR6のタクソノミ、データ構造定義(Data Structure Definition)、マッピング表を例示例挙。



XBRL-CSV or XBRL-JSON or
SDMX-CSV or JSON Schema

ご参考:市中協議文書Annex 3でのコーディング実例

KM1抜粋

		T	T-1	T-2	T-3	T-4
Available capital (amounts)						
1	Common Equity Tier 1 (CET1)	240000	239814	239485	239231	238776
1a	Fully loaded ECL accounting model CET1	235000	234962	234577	234130	233752

XBRL-CSVでの記述(全文)

```

Id, concept, decimals, entity, period, unit, bas3_CBReservesExemptions, bas3_Category,
bas3_Framework, bas3_OutputFloor, bas3_RelativePeriod, bas3_Tier, value

f1, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00,
iso4217:USD, bas3:na, bas3:Capital, bas3:Current, bas3:na, bas3:T, bas3:CET1, 240000

f2, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00,
iso4217:USD, bas3:na, bas3:Capital, bas3:FullyLoaded, bas3:na, bas3:T, bas3:CET1, 235000

f35, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:Current, bas3:na, bas3:T-1, bas3:CET1, 239814

f36, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:FullyLoaded, bas3:na, bas3:T-1, bas3:CET1, 234962

f69, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:Current, bas3:na, bas3:T-2, bas3:CET1, 239485

f70, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:FullyLoaded, bas3:na, bas3:T-2, bas3:CET1, 234577

f103, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:Current, bas3:na, bas3:T-3, bas3:CET1, 239231

f104, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:FullyLoaded, bas3:na, bas3:T-3, bas3:CET1, 234130

f137, bas3:AvailableCapital, 0, scheme:DummyBank, 2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00, iso4217:USD,
bas3:na, bas3:Capital, bas3:Current, bas3:na, bas3:T-4, bas3:CET1, 233752

```

※SDMX-CSVでの記述は市中協議文書Annex 3を参照。

XBRL-JSONでの記述(f2の途中まで)

```

{
  "documentInfo": {
    "documentType": "https://xbrl.org/2021/xbrl-json",
    "features": {
      "xbrl:canonicalValues": true
    },
    "namespaces": {
      "bas3": "http://bis.org/basel3/km1",
      "iso4217": "http://www.xbrl.org/2003/iso4217",
      "scheme": "http://standards.iso.org/iso/17442",
      "xbrl": "https://xbrl.org/2021",
      "xbrli": "http://www.xbrl.org/2003/instance"
    },
    "linkTypes": {
      "footnote": "http://www.xbrl.org/2003/arcrole/fact-footnote"
    },
    "linkGroups": {
      "": "http://www.xbrl.org/2003/role/link"
    },
    "taxonomy": [
      "bas3-km1.xsd"
    ]
  },
  "facts": {
    "f1": {
      "value": "240000.0",
      "decimals": 0,
      "dimensions": {
        "concept": "bas3:AvailableCapital",
        "entity": "scheme:DummyBank",
        "period": "2022-01-01T00:00:00/2022-04-01T00:00:00",
        "bas3:CBReservesExemptions": "bas3:na",
        "bas3:Category": "bas3:Capital",
        "bas3:Framework": "bas3:Current",
        "bas3:OutputFloor": "bas3:na",
        "bas3:RelativePeriod": "bas3:T",
        "bas3:Tier": "bas3:CET1",
        "unit": "iso4217:USD"
      }
    },
    "f2": {
      "value": "235000.0"
    }
  }
}

```

～以下略～

JSON Schemaでの記述(全文)

```

{
  "KM1": {
    "QuarterReference": "2022-Q1",
    "T": [
      {
        "Capital": {
          "Available Capital": {
            "Current": {
              "CET1": "240000"
            },
            "FullyLoaded": {
              "CET1": "235000"
            }
          }
        }
      },
      {
        "T-1": {
          "Capital": {
            "Available Capital": {
              "Current": {
                "CET1": "239814"
              },
              "FullyLoaded": {
                "CET1": "234962"
              }
            }
          }
        }
      },
      {
        "T-2": {
          "Capital": {
            "Available Capital": {
              "Current": {
                "CET1": "239485"
              },
              "FullyLoaded": {
                "CET1": "234577"
              }
            }
          }
        }
      },
      {
        "T-3": {
          "Capital": {
            "Available Capital": {
              "Current": {
                "CET1": "239231"
              },
              "FullyLoaded": {
                "CET1": "234130"
              }
            }
          }
        }
      },
      {
        "T-4": {
          "Capital": {
            "Available Capital": {
              "Current": {
                "CET1": "238776"
              },
              "FullyLoaded": {
                "CET1": "233752"
              }
            }
          }
        }
      }
    ]
  }
}

```

定量情報のみ機械可読化を求める

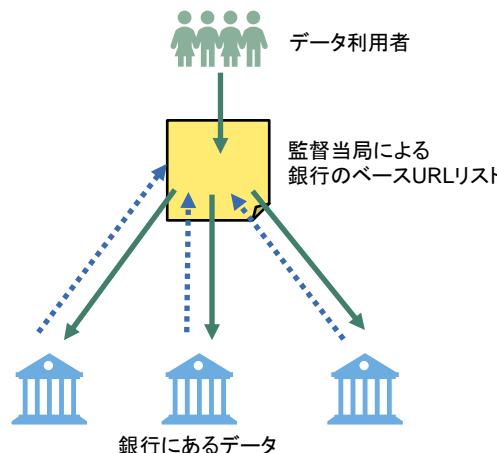
- 市中協議文書ではAnnex 2の一覧表に記載された約60の定量情報に対して機械可読性の高い開示にすることを提案している。
- 一部の「Flexible」な定量情報の取り扱いについては、「Maybe」として、市中協議で情報の有用性と構造化されたテンプレートのデザインについて意見を募ることとなった(Q1)。
 - LI1等は定量的な表であるが、各国で財務報告の形式が異なる可変的なテンプレートであるため。
 - CRB及びCRB-A等は構造が定義されていない定量項目を含むテンプレートであるため。
- 定性情報は機械可読化の対象外としつつ、機械によって検索・抽出可能なPDFで提供すること(画像埋め込みやパスワード保護は不可)を明示。
- 定量情報に付随する脚注としての定性情報を、機械可読形式に埋め込むことを許容。
- また、定性情報・定量情報ともに、無料・認証不要であって、複製・再配布・加工等を制限しないことを要件化。



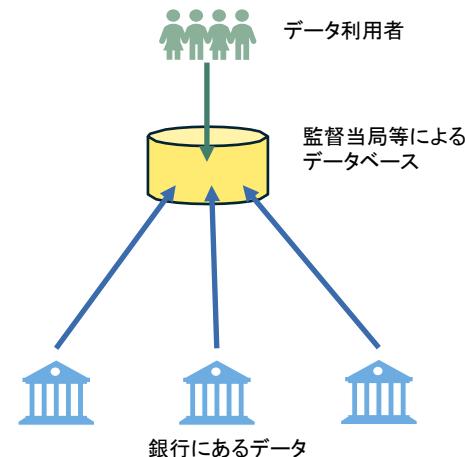
アクセスポイントは分散型と集中型のどちらかを各国当局が選択する

- バーゼル委はアクセスポイントについて各国裁量を認めている。ただし選択したアプローチは、その法域で3柱開示基準の対象となるすべての銀行に同様に適用すべきとしている。
 - **分散型**:各行ウェブサイトで開示 + 監督当局はベースURLのリストを公表。データ更新が迅速に反映される。
 - **集中型**:監督当局・公的機関の中央レポジトリで開示。URL切れや障害のリスクが低く、専門外の利用者も使い易い。
 - いずれのアプローチにおいてもデータ利用者は標準化されたAPI(→P.8)によりアクセスが可能。

分散型アプローチ



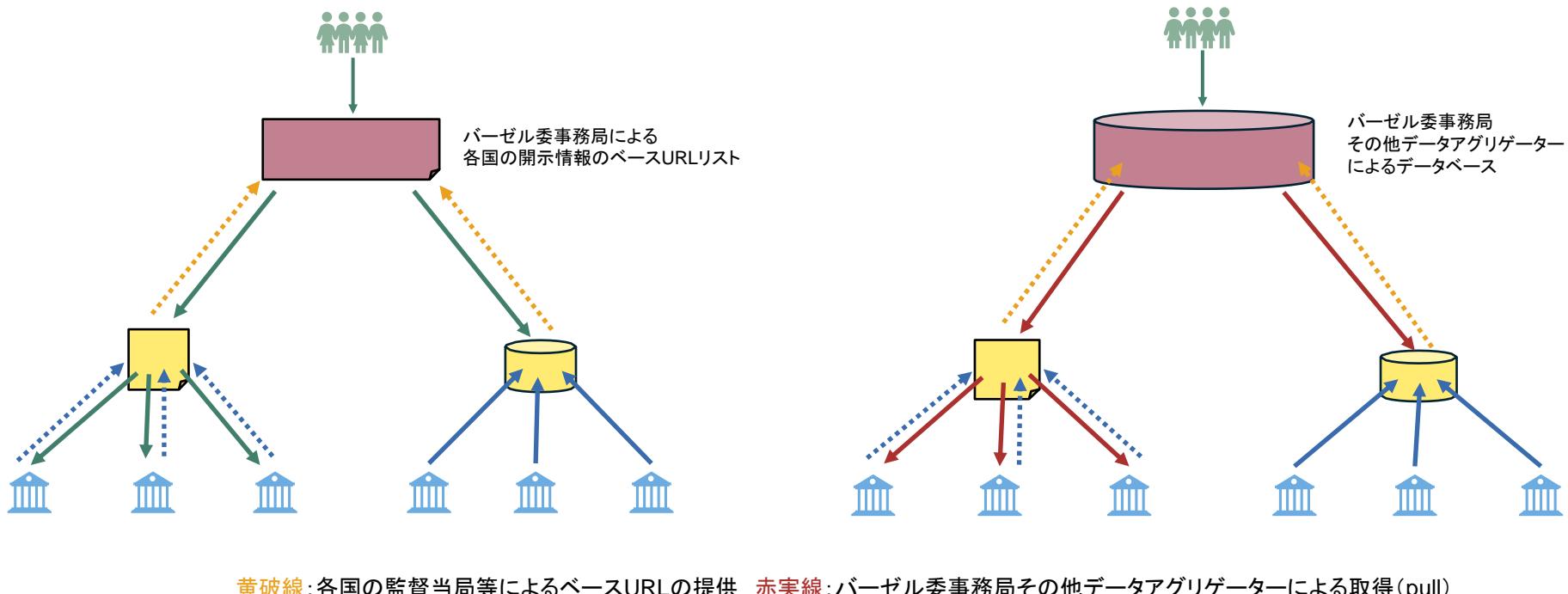
集中型アプローチ



青破線: 銀行によるベースURLの提供 緑実線: データ利用者による取得 (pull) 青実線: 銀行によるデータ送信 (push)

バーゼル委のホームページに開示情報へのリンク集を掲載する

- バーゼル委ウェブサイトで各国の開示情報(分散型アプローチの場合は監督当局ウェブサイト※、集中型アプローチの場合は中央レポジトリ)のベースURLリストを掲載する。
※ [G-SIB選定指標](#)と同様に、バーゼル委ウェブサイト上のリスト(赤い四角部分)に各行のベースURLを直接記載する案も示されている。
- また将来的にはグローバルな統合データベースの構築やそのビジュアル化も検討予定。



比較可能性・アクセシビリティを向上させるためのAPI構造を提案する

- 銀行横断・法域横断でデータを取得できるようURL構造、パラメータ等を詳細に定義。OpenAPIの採用可否も検討対象として言及。
- 日本が仮に分散型+XBRL-CSVを採用し、金融庁が銀行のベースURLを、一般的な邦銀である「ABC Bank」が、25年9月期の「KM1」と「A1(架空の本邦独自計表)」を公開する場合、API等の例は以下の通り。

<https://www.fsa.go.jp/en/XXXX/MRP3D/v1/list>

```
{  
  "data": [  
    {  
      "bank_id": "XL-353800XXXXXXXXXXXX00",  
      "bank_name": "ABC Bank, Ltd.",  
      "disclosure_base_url": "https://www.abcbank.co.jp/report/basel/"  
    },  
    {  
      "bank_id": "JP-00012345",  
      "bank_name": "The DEFG Bank, Ltd.",  
      "disclosure_base_url": "https://www.defgbank.com/investor/pillar3/"  
    }  
  ]  
}
```

※金融庁はベースURLに相当する「<https://www.fsa.go.jp/en/XXXX/MRP3D/>」をバーゼル委事務局に提供し、バーゼル委事務局はそのリストを機械可読／人間可読形式で公開する。

<https://www.abcbank.co.jp/report/basel/v1/disclosures>

```
{  
  "data": [  
    {  
      "reporting_asof_date": "2025-09-30",  
      "report_type": "intermediate",  
      "revision_date": "2025-11-20",  
      "format": "xbrl-csv",  
      "language_currency": "ja-JPY",  
      "templates": [  
        { "template_name": "KM1", "template_version": 1.0 },  
        { "template_name": "XJ-JP_A1", "template_version": 1.0 }  
      ]  
    }  
  ]  
}
```

<https://www.abcbank.co.jp/report/basel/v1/template/KM1/2025-09-30>

XBRL-CSVで記述されたKM1(P.4)を格納。

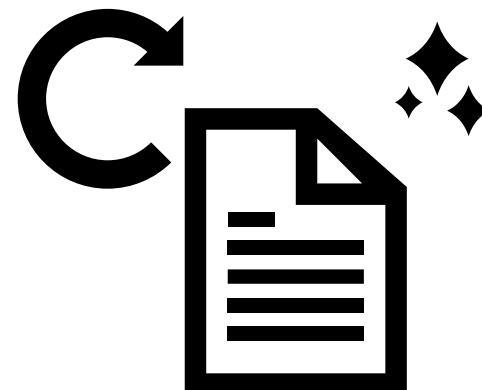
https://www.abcbank.co.jp/report/basel/v1/template/XJ-JP_A1/2025-09-30

XBRL-CSVで記述されたA1を格納。

※Optionalと集中型の記載は市中協議文書4.3を参照。

Annex 1でBasel Frameworkの改訂案を示している

- DIS10を改訂し、DIS90(新規)で経過措置を規定。
 - なお機械可読開示のアクセスポイントが分散型か集中型に関わらず、データの正確性に関する責任(DIS10.10~11)は、引き続き銀行が負うものとする。
- DIS11(新規)では、前述してきた機械可読開示のRequirementを記載。
- DIS20ではメタデータを記述するための新たなテンプレート(MD1～2)を追加。
 - MD1(四半期)：法人名・法域・ID(LEI等)・主たる監督当局名・報告日・通貨・単位・言語・問い合わせメールアドレス・最終修正日
 - MD2(四半期)：人間可読開示(PDF)のURLを列挙(言語/通貨の組合せごと)



市中協議文書8章より質問仮訳

- 問1 機械可読性の高い3柱開示要件の適用範囲についてのご意見をお聞かせください。特に、Table 4で「Maybe」と表記されたテンプレートに関する定量開示に初期段階で焦点を当てるという提案について、どうお考えですか？
- 問2 定量的な機械可読性の高い3柱開示のために提案された技術的なデータ形式及び標準、API構造並びにタクソノミの基本的な考え方について、どのようにお考えですか？他に検討すべき形式等や解決策はありますか？
- 問3 人間可読形式の開示において、PDF以外に検討すべきフォーマットはありますか？
- 問4 このプロジェクトが銀行にもたらす主な運用上の利点と課題について、どのようにお考えですか？現在の開示プロセスにおいて、他に良い影響や悪い影響があると思いますか？
- 問5 提案されている実施時期で、機械可読性の高い3柱開示の実施に十分な準備期間が確保できるとお考えですか？小規模な国際的に活動する銀行には追加の時間が必要だと思いますか？
- 問6 バーゼル委のウェブサイトで提供されるグローバルデータベースは、データ利用者にとって、どの程度有用だと思いますか？ビジュアル化ツールや集計情報が、グローバルリポジトリの有用性を大きく高めると思いますか？
- 本市中協議文書に対するコメントは、令和8年(2026年)3月5日までに以下のウェブサイトに英文でご提出ください。 <https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>
 - コメントは特段の断りが無い限り、すべてBISのウェブサイトに掲載されます。